

SOLEIL

弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所

NewsLetter

2023.5

Vol.24

ステマ規制を
もっと詳しく

今月号のテーマは、過去のステルスマーケティング事例についてです。

弊所でも過去のニュースレターやセミナーにて規制の概要について解説してきましたが、今月号では過去の事例をご紹介します。

令和5年10月1日からステルスマーケティングが景品表示法によって規制されます。これまでは規制する法律がありませんでしたので、ステルスマーケティングに該当しても罰則はありませんでしたが、今後規制対象となりますので今から対策が必要となります。

今月号ではステルスマーケティングの代表的な手法である「なりすまし型」と「利益提供型」について解説し、さらにステルスマーケティング認定されないための対策を解説しますので皆様の参考にしていただければ幸いです。

～今月のテーマ～ 過去のステマ事案



弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所
弁護士 阿部 栄一郎

Executive Summary

1. これからステマ規制が始まります
2. 過去のステルスマーケティング事例
3. ステルスマーケティングのデメリット
4. どのような対応をすれば良かったのか...
5. 最後に

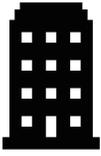
1 これからステマ規制が始まる

令和5年3月28日、景表法5条3号の内閣総理大臣の指定告示にステルスマーケティングが加わりました。そして、同年10月1日からステルスマーケティング規制が始まります。ステルスマーケティング規制に違反すると、消費者庁から行政指導がなされる、措置命令（景表法7条）が出される可能性があります。措置命令が出された場合、事業者名や行為が公表されます。

ここでは、ステルスマーケティング規制が始まる前に、過去、ステルスマーケティングであると話題になったことのある事例を見ていこうと思います。そして、どのように対応すれば、ステルスマーケティング規制に違反しないかを確認したいと思います。

なりすまし型の例

商品販売元



販売会社 社員

口コミサイト

このサブ最高！



2 過去のステマ事例

なりすまし型と利益提供型

ステルスマーケティングは、様々な手法がありますが、代表的な類型としては、なりすまし型と利益提供型があります。なりすまし型は事業者や広告会社などが一般消費者などを装って表示することを、利益提供型は事業者が第三者（有名人やインフルエンサー等）に対して利益を提供して、そのことを秘した状態で第三者が表示をすることをいいます。

なりすまし型

飲食店が口コミ代行業者に報酬を渡して高評価の口コミの書き込みを依頼し、ある会社が運営している飲食店の評価サイトにおいて高評価を得ていたという事例がありました。

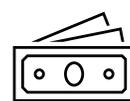
次に、ある2社が家庭用ゲーム機のシェア争いをしていいる中で、一方の家庭用ゲーム機に不具合が生じた。当該不具合は、巨大掲示板やブログ等でも大いに話題になりました。そのような中で、不具合の出た家庭用ゲーム機を擁護し、他方の家庭用ゲーム機を非難するような書き込みがなされました。多くの書き込みがなされたことから、組織的に行われたのではないかと疑われ、不具合の生じた家庭用ゲーム機を販売している会社の従業員が行っていたのではないかと疑いのあった事例があります。

利益提供型の例

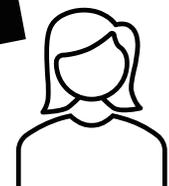
商品販売元・広告代理店



この商品は
痩せる！



報酬・商品提供



インフルエンサーなど

利益提供型

あるオークションサイトから依頼を受けた有名人たちが、依頼を受けたことを秘して、オークションサイトで商品を安く落札できたなどと投稿していたという事例がありました。ステルスマーケティングを行った有名人はバッシングを受け、ステマという言葉が世に広まった事例です。

次に、ある有名なアニメーション映画を制作した会社が、同映画の感想を漫画にして公表することを漫画家に依頼し、報酬を支払いました。依頼を受けた漫画家は、PRや広告であることを表示せずに、同映画の感想漫画を公表したという事例があります。この事例では、会社がステルスマーケティングに関する表示が不足していたことについて謝罪文を公表しています。



3 ステマのデメリット

ステルスマーケティングのデメリットは、既に述べたとおり、事業者に対して、措置命令が出されて公表されるといふことになります。それに加えて、有名人やインフルエンサー等がバッシングを受けるなどして、仕事や影響力を失うといったことがあります。

ステルスマーケティングは、一般人から指摘を受けると炎上しやすく、事業者のみならず、関与した有名人やインフルエンサー等も大きなダメージを受ける可能性があります。

4 どのような対応をすれば良かったのか

一般消費者は、広告であることを認識すれば、多少の誇張や誇大表現があることを理解して商品等を選択すると言われていきます。そして、この観点から、消費者庁が事業者に求めていることは、一言で言えば、「一般消費者にとって広告であることが分かる表示」です。

上記事例においても、「広告」「PR」という表示をしておけば、ステルスマーケティング規制の違反とはならないと考えられます。また、「広告」「PR」といった表示がそぐわない場合、「〇〇から依頼を受けて〜

しています」といった表示をすることでも、ステルスマーケティング規制には違反しないと考えられます。

なお、「広告」「PR」等の表示をしたらできないような書き込み等は、そもそもすべきではありません。

5 最後に

「広告」「PR」といった表示は、ステルスマーケティング規制を回避する最も簡単な方法です。

しかしながら、ステルスマーケティング規制の内容を理解していれば、自社のマーケティング方法がステルスマーケティング規制に違反しないかということとを判断することができます。

ここでは、紙面の都合上、部分的にしか紹介ができませんが、ステルスマーケティング規制の全体像、自社においてどのように対応すれば良いのかといったことを理解しておくのが良いでしょう。読者の方の参考になれば幸いです。

執筆者紹介

弁護士 阿部 栄一郎

【学歴】

渋谷教育学園幕張高等学校 卒業
早稲田大学法学部 卒業
千葉大学大学院専門法務研究科 修了

【職歴】

平成 19 年 12 月 都内法律事務所 入所
平成 22 年 7 月 丸の内ソレイユ法律事務所 入所

企業法務分野の弁護士リーダーを務め、顧問弁護士を務める企業に対するリーガルサービスを行っている。近年はEC 企業が留意すべき特商法についての講演もこなすほか、賃貸や不動産、交通事故等のトラブルにも精通。

広告審査サービス

スポット広告審査 A4 1枚 11,000円



広告審査内容

リスク度、修正案、修正理由

リスク度は4段階で表現

☆、☆☆、☆☆☆、☆☆☆☆

星が多くなるほどリスク高

作業優先、1枚当たりの審査費用がお安くなる「顧問プラン」もご用意しております。

チラシ1枚からスポットでご依頼頂けますのでお気軽にお問い合わせください。

丸の内アーバンテラス



平日 11:00~15:00、土日祝日 11:00~17:00 の時間帯、丸の内仲通りが歩行者天国「丸の内アーバンテラス」となっております。

この時間帯は車両交通規制がかかり、カラフルでおしゃれなテーブルセットが車道に設置されます。ランチの時間帯にはキッチンカーが出ていますので、屋外で優雅なランチや、くつろいだ時間を楽しめます。

おすすめスポットプラン

スタートアップ支援プラン 330,000円～

美容健康分野新規事業立ち上げの際のリーガルサポートプランです。新規ECサイト開設に必須の法律文書作成、取扱商品への法的アドバイス、届出・申請等のアドバイスを弁護士が行います。

広告審査内製化支援プラン 330,000円～

弁護士が貴社商品の広告審査マニュアル(NG表現集)を作成し、広告審査の内製化を目指すプランです。マニュアル完成後は社内セミナーを行い知識の定着まで行います。

無料相談のご案内

美容健康広告審査、利用規約、最終購入確認画面のチェック等、その他企業法務に関するご相談は初回 30分無料でご相談を承っております。

【お問い合わせフォームはこちら】

<https://www.health-beauty-soleil.jp/contact/>

TEL : 03-5224-3801 E-mail : office@maru-soleil.jp